

滋 流 政 第 1 9 6 号  
平成 27 年(2015)年 9 月 10 日

淡海の川づくり検討委員会  
(滋賀県河川整備計画検討委員会)  
委員長 中 川 一 様

滋賀県知事 三日月 大造

「淀川水系・木曾川水系 湖北圏域河川整備計画（原案）」について（諮問）

滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）第 2 条の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

## 記

### 1. 諮問事項

・淀川水系・木曾川水系 湖北圏域河川整備計画（原案）

平成 27 年(2015)年 10 月 16 日

滋賀県知事 三日月 大 造 様

淡海の川づくり検討委員会  
(滋賀県河川整備計画検討委員会)  
委員長 中 川 一

淀川水系・木曾川水系湖北圏域河川整備計画（原案）について（答申）

平成 27 年 9 月 10 日付け滋流政第 196 号で諮問のあった標記について、別紙のとおり  
答申します。

「淀川水系・木曽川水系湖北圏域河川整備計画（原案）」に関する答申

1. 大川の塩津港遺跡の遺構面の保全については、具体的に説明されたい。
2. 高時川の瀬切れ対策を実施するにあたっては、漁業関係者へ配慮されたい。
3. 姉川の河川整備後の無次元掃流力について、再確認されたい。
4. 堤外民地の管理対応について、明記されたい。